

一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会 個人情報取扱規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「当法人」という。）の定款第 49 条の規定に基づき、個人の権利利益を保護するため、当法人が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。本条に定めるもののほか、この規程において用いられる用語は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第 2 条に規定する個人情報をいう。

(3) 個人データ

個人情報保護法第 16 条に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであってその存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるものをいう。

(5) 役職員等

当法人のすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

- (6) 本人
個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 事務取扱責任者
当法人における個人情報の管理に関する責任を担う者をいう。
- (8) 事務取扱担当者
当法人内において、個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。

(組織体制)

- 第4条 当法人は、総務課を、個人情報の管理に関する責任部署とする。
- 2 当法人は、総務部長を事務取扱責任者とする。
 - 3 事務取扱責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、役職員等にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。
 - 4 事務取扱担当者は、関係法令及びこの規程その他関係規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
 - 5 事務取扱担当者は、関係法令及びこの規程その他関係規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(教育・研修)

- 第5条 事務取扱責任者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報を取り扱う役職員等にこの規程を遵守させるための教育研修を計画し、実施する責任を負う。
- 2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が実施する個人情報保護に関する教育研修を受けなければならない。

(情報漏えい等事案への対応)

- 第6条 個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態（以下「漏えい等事案」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合、事務取扱担当者は直ちに事務取扱責任者に報告するとともに、被害が拡大しないよう必要な措置を講じるものとする。
- 2 事務取扱責任者は、事実関係の調査を行うとともに、事務局長と連携して漏えい等事案に適切に対応するものとする。事務取扱責任者は、当該漏えい等事案により個人の権利利益を害するおそれの程度により、事案発生の旨及び調査結果等を会長に報告するものとする。
 - 3 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生した場合は、漏えい等事案が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

- 4 事務取扱責任者は、漏えい等事案が発生した場合、関係法令に基づき、個人情報保護委員会への報告又は本人に対する通知を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 当法人の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出の受付業務は、総務課が担当する。

- 2 事務取扱担当者は、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

(利用目的の特定)

第8条 当法人は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 当法人は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報に係る利用目的を除き、前項に規定する利用目的を変更することができる。ただし、その場合において、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限・不適正な利用の禁止)

第9条 当法人は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないこととする。

- 2 当法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

(個人情報の取得)

第10条 当法人は、個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行い、偽りその他不正な手段により取得しないものとする。

- 2 当法人は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければ、要配慮個人情報を取得しないものとする。

(利用目的の通知等)

第11条 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 当法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下、この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限等)

- 第12条 当法人は、法令に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
- 2 外国にある第三者に対して個人データの提供を行う場合には、法令に基づき、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。
 - 3 当法人は、個人データを第三者（第18条に規定する委託を受けたものを除く。）に提供する場合は、あらかじめ事務取扱責任者による承諾を得るとともに、法令に基づき、記録を作成するものとする。
 - 4 当法人は、第三者から個人データの共有を受ける場合は、法令に基づき、当該第三者の氏名等を確認するとともに、記録を作成するものとする。

(提供先に対する措置要求)

- 第13条 当法人は、当法人以外のものに対して個人データを提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

- 第14条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去するよう努めるものとする。
- 2 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(個人情報の開示)

- 第 15 条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ又は第 12 条第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づく記録（以下「第三者提供記録」という。）の開示を求められた場合は、法令に基づき、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、開示するものとする。
- 2 当法人は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データ又は第三者提供記録の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データ又は第三者提供記録が存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人情報の訂正等)

- 第 16 条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実ではないことを理由として、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、訂正等を行うものとする。
- 2 当法人は、前項の規定に基づき、内容の全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）通知するものとする。

(利用停止等)

- 第 17 条 当法人は、法令に基づき、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を求められた場合は、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。
- 2 当法人は、前項の規定に基づき、保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は保有個人データの全部又は一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(業務委託先に伴う措置等)

- 第 18 条 個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めるものとする。
- 2 個人情報を取り扱う事務を委託した場合には、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(法令等の遵守)

第 19 条 当法人は、個人情報保護法その他関係法令を遵守するものとする。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。